

**経済産業省「サービス産業強化事業費補助金（認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業）」
公募に関する Q&A**

2020 年 6 月 1 日

（6 月 17 日更新）

※本 Q&A は随時更新します。また、申請に当たっては、「公募要領」も必ずご確認ください。

No.	分類	質問	回答
1	応募資格、要件	特定の団体が、趣旨や内容を異にする複数の事業（製品・サービス）について同時に申請することは可能か。	特定の団体が、いずれも代表団体として複数の事業について申請を行うことはできません。ただし、当該団体がその他の事業に協力・連携機関として参画することを妨げるものではありません。なお、その際は、いずれの事業についても実施に支障をきたさない体制を構築することを前提としています。
2	応募資格、要件	最長 3 年間の事業計画を策定することを前提として、提供する製品・サービスの開発に相当程度の時間を要する見込みであり、本年度は実証の実施に至らない可能性が高いが、問題ないか。	必要に応じてヒアリング等を実施し、具体的なステータスや実証計画を確認しつつ、審査委員会において総合的に判断します。
3	応募資格、要件	コンソーシアム組成に関する要件はあるか。例えば具体的なコンソーシアムの名称や過去の活動、覚書等が必要となるのか。（6/4 追加）	コンソーシアム体制について、過去の実績等の要件はありません。なお、コンソーシアムメンバーと必ずしも覚書や契約等を取り交わす必要はありませんが、必要事項については事業者間で調整してください。
4	応募資格、要件	コンソーシアムを構成する団体として、介護事業者以外他産業（製薬、IT、エンタメ等）の団体と連携することは適当か。（6/4 追加）	コンソーシアム体制について、構成団体の業種の制限はありません。実証内容に相応しい事業者の参画を検討してください。
5	応募資格、要件	研究機関である代表団体が実証事業を実施する場合において、実証フィールドとして、代表団体が運営する介護事業者を活用しても問題ないか。（6/4 追加）	実証フィールドは、実証を実施する代表団体の関係団体であっても問題ございません。
6	応募資格、要件	特定の実証事業の代表団体または協力団体が、異なる実証事業のフ	代表団体もしくは協力団体としての応募は、フィールドとしての応募を

		イールド協力主体としても同時に応募することは可能か。(6/17 追加)	妨げるものではありません。ただし、代表団体として複数の事業について申請を行うことはできません。なお、複数の事業に参画する際は、いずれの事業についても実施に支障をきたさない体制を構築することを前提としています。
7	提案内容	現在実施している事業の規模を拡大するような提案は可能か。	可能ですが、拡大することによる効果検証について提案いただく必要があります。ただし、具体的な選定に当たっては、本事業の趣旨を踏まえつつ、審査委員会で総合的に判断します。
8	提案内容	製品・サービスのテーマについて、認知症の発症や認知機能の低下を予防（進行抑制）することを目的とした取り組みは対象となるのか。	事業の趣旨に鑑み、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる「共生」社会の実現を目的とする取り組みが対象となるため、主評価として認知症の予防（進行抑制）について設定することはできません。ただし、ソリューションの効果として結果的に予防に資する取り組みを、対象から排除するものではなく、副次評価として予防（進行抑制）についての計測をすることは可能です。
9	実証の実施方法	実証に当たり、対象の被験者への本人同意等は間接補助事業者において取得することになるのか。	被験者への同意文書の様式は日本総合研究所において作成し、間接補助事業者に共有する予定ですが、個々人の同意取得手続きは各間接補助事業者において実施していただくこととなります。
10	実証の実施方法	実証におけるサンプル数は、どの程度確保する必要があるのか。	各実証の目的や計画等により異なります。これらに沿った適切なサンプル数を各間接補助事業者および連携先の研究機関において検討しつつ、事業全体として配置予定の PO・PS 等の助言指導を踏まえ、確定していただきます
11	実証の実施方法	共通する評価指標として、EQ-5D-5L、J-ZBI、MMSE 等の指標が推奨されているが、これらは必須なのか。	各実証の目的や計画等により異なりますが、公募要領に記載のとおり、本人や介護者の QOL、本人の認知機能、満足度を測ることとした場合には、これらの指標を活用して評価していただくことを推奨します。なお、本事業は本人および家族の QOL を評価するための指標を

			活用することを原則としていることから、提示した指標を使わない場合は、各実証において具体的にどのような評価手法・指標を活用するかについて、PO・PS等の助言・指導を踏まえ、確定することとなります。
12	審査基準	間接補助事業者の最終的な採択の基準（二次審査の基準）は資料2の主な審査項目において示されているが、一次審査の基準はどのように考えているのか。	一次審査は事業者等の関心表明という位置づけですので、原則として基本的な要件に該当するかどうかの判断を行います。
13	審査基準	公募締切までに、実証のフィールドとなる協力自治体や介護事業者の確保の見通しが立たない場合、採択不可となるのか。	実証の協力先が確保されていることが採択の必要条件です。
14	審査基準	実証の対象とする製品・サービスについては、ソリューションの新規性や当事者の方への汎用性、また認知症の各ステージ（進行度）の網羅性は、どの程度のバランスで求められるか。	いずれも重要な観点ですが、本事業の趣旨である社会的・経済的なインパクトの分析・評価、そして製品・サービスの社会実装による認知症共生社会の実現への寄与度といった点も踏まえつつ、審査委員会において総合的に判断します。
15	採択までの流れ	既に協力を求めたい自治体や介護事業者が存在するが、二次審査前のマッチング会を待たずして連携に関する調整を進めてよいのか。	マッチング会は協力先を確保できていない団体のために開催することを意図しているため、既に協力を求めたい自治体や介護事業者があれば、積極的に調整を進めていただいて問題ありません。
16	採択までの流れ	既に応募団体側でコンソーシアム体制を構築していたとしても、事務局から追加のマッチングが求められる場合はあるか。（6/4 追加）	既に自治体・介護事業者等の実証フィールドを十分に確保されている場合は、追加のマッチングを求めません。
17	採択までの流れ	コンソーシアムの参加団体が製品・サービスの共同開発者であり、かつ実証フィールドも兼ねる場合であっても、マッチングによる追加フィールド募集は必要か。（6/4 追加）	必要ではありません。実証における検証項目次第ではありますが、参加団体を実証フィールドとして実証の目的が果たせるのであれば、必ずしも参加団体以外にフィールド募集をする必要はありません。
18	採択までの流れ	事務局から他団体との連携打診や調整依頼があった場合、検証事業の効率性や効果性、検証事業後のサービスインへの影響等を鑑み、こうした依頼を辞退することは可能か。（6/4 追加）	事務局から連携打診や調整依頼を行う場合には、対象となる候補団体と十分な協議を実施する予定ですが、最終的な対応の判断は候補団体に委ねられます。
19	採択までの流れ	様式 2-2「提案概要」において、協力依頼先を「無（確保済）」とし	既に協力先（自治体・介護事業者）を確保されている場合、当該

		た場合、当該協力先（自治体・介護事業者）は、様式 1「参加申請書」の提出は不要か。（6/17 追加）	協力先から様式 1「参加申込書」を提出いただく必要はありません。ただし、当該協力先が貴団体の事業に加えて、貴団体以外の事業にも参画を検討・希望される場合には、「参加申込書」を提出いただく必要があります。
20	補助対象経費	補助対象経費として計上する費用の下限はあるか。	下限は設けていません。
21	補助対象経費	人件費、事業費、委託費の割合について、それぞれ上限等の指定はあるか。特に委託費について、公募要領においては、コンソーシアム形式の場合、「幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません」とあるが、具体的な基準はあるのか。	各費目の上限はありません。 また、委託の具体的な基準については、事業費や事業内容から総合的に判断することになります。
22	補助対象経費	建設等施設に関する経費については事業費として計上できないこととされているところ、施設の設備等を含む空間の改善によって事業の目的の達成を目指している場合には、当該経費はどのように計上すればよいのか。	具体的な支出の対象を踏まえての判断になりますが、一般的には「その他諸経費」における設備修繕費用等で計上することとなると考えられます。
23	補助対象経費	実証結果を踏まえた社会実装の促進に当たり、システム等の改良も必要になる場合があると考えられるが、こうした開発改良に関わる経費も対象事業費として計上可能か。（6/4 追加）	開発改良に関わる経費も補助対象経費として計上可能です。
24	補助対象経費	外注費と委託費の違いは何か。	公募要領および経済産業省の事務処理マニュアルに記載の通り、それぞれ外注費：請負契約、委託費：委任契約によるものですが、原則として、事業実施に当たっての事業計画に記載する連携先に対する支出は委託費、その他の事業者に対する支出は外注費とします。
25	補助対象経費	外注費、委託費として計上する人件費単価、一般管理費について何らかの規定はあるか。発注先（予定）の見積単価、一般管理費比率を基に積算して差し支えないか。（6/17 追加）	外注費、委託費に計上する人件費単価、一般管理費については、発注（予定）先の見積もり単価および一般管理費率を基に積算して構いません。なお、原則として、複数候補の価格比較（見積り合

			せ)による業者選定が必要です。相見積りを取っていない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。
26	補助対象経費	共通の評価指標による QOL 調査に要する費用についても支出が求められているが、金額はどの程度の規模なのか。	詳細は追って応募団体に連絡しますが、実証事業の実施に支障が生じないよう配慮することとしています。
27	補助対象経費	事業実施期間は令和 3 年 3 月 5 日までとあるが、その翌日以降の同月分の事業費等は補助の対象ではないということか。最長 3 年間の事業計画を策定することとされているところ、一部補助対象外の期間が発生することにより、事業の連続性に問題が生じるのではないか。例えば、長期の介入実験を実施する場合、年度を跨ぐこととなるが、その際の事業の取り扱いはどうなるのか。	本事業は単年度予算により実施されるものであるため、年度末の確定検査等に必要な期間を考慮し、実施期間の終期を令和 3 年 3 月 5 日としています。事業の対象とならない期間の対応については、一義的には各間接補助事業者の裁量に委ねられますが、本事業の趣旨を踏まえつつ、適宜配慮いただくようお願いいたします。
28	補助対象経費	事業期間中に、日本総合研究所から間接補助事業者に対し、一部経費を支払っていただくことは可能か。(6/4 追加)	補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となりますが、事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い(概算払)も可能ですので、概算払を希望する場合は事務局あて個別にご相談ください。
29	補助対象経費	自社開発したソフトウェアも固定資産に含まれるなど、企業財産として評価されると考えるが、当該補助金により開発改良されたソフトウェアについても、管理対象であり経済産業大臣の承認対象となるか。(6/4 追加)	当該補助金にて開発改良されたソフトウェアについても管理対象となります。補助金交付規程の様式第 9「取得財産等管理台帳」により報告いただくことになります。
30	補助対象経費	業務の一部をコンソーシアムメンバーに委託する場合にも、他業者との見積り合わせは必要か。(6/4 追加)	代表団体からコンソーシアムメンバーに業務を委託する場合には、見積り合わせは不要です。ただし、業務内容に見合う適正価格となるよう、価格を十分に検討してください。
31	補助対象経費	公募要領において、包括的な QOL 調査にかかる費用については、「当該指標を活用した調査にかかる経費についても計上いただく見込みです(※)。」「(※) 当該経費の具体的な額等の詳細は、確定次	包括的な QOL 調査にかかる費用については、確定次第、事務局から個別の団体に連絡するため、当該連絡の内容に沿って対応してください。(申請段階において特段の連絡がない場合は、仮で記載い

		第、応募があった団体に対してご連絡します。」とあるが、申請段階では応募団体において構想しているものを記載し、その後調整ということになるのか。（6/4 追加）	ただ、あるいは空欄としていただくことで問題ありません。）
32	その他	提供する可能性があるデータの範囲や粒度はどの程度を想定しているか。また、提供を求められたときに、間接補助事業者側から、データ開示の範囲等について希望が反映できる可能性はあるのか。（6/4 追加）	取得したデータについて提供を求める場合には、評価委員会等における議論を踏まえ、提供いただくデータの内容を決定することとしていますが、最終的に提供いただく具体的なデータ（開示が可能なデータの範囲等）については、帰属主体である間接補助事業者と調整の上、確定します。
33	その他	取得したデータ、知的財産権は全て間接補助事業者側に帰属すると考えて良いか。（6/4 追加）	本事業において取得したデータや知的財産権は、間接補助事業者（各実証の実施主体）に帰属します。
34	※自治体・介護事業者向け	自治体・介護事業者等は、本公募に対し応募した場合であってもマッチングへの参加は必須ではないという理解で良いか。また、マッチングに参加した場合であっても、実際に実証に協力する（協力団体として実証事業に参画する）かどうかは任意という理解で良いか。（6/4 追加）	いずれも必須ではなく、任意です。なお、マッチングへの参加は任意ですが、希望する団体に関する資料の提供等により、各候補団体の提案概要を共有させていただく予定です。また、実際に実証に協力いただくかどうかについても、各団体の計画や協議次第となるため、マッチングへの参加をもって確定するものではありません。